# 信用保険のご案内

酪農、肉牛、養鶏、養豚などの事業を行っている皆様へ

当協会から畜産機械施設のリースを受けている畜産農家の方が、いろいろな事情で経営が破たんし、リース料を納入できなくなって保険事故と認定された場合には、保険会社が代わりに保険金として支払う保険制度です。

### 保険の仕組み・特徴

当協会ヘリースの申込みをするとき に、加入の申請ができます。ただし、 赤字経営の方は、保険金支払対象か らはずれます。

経営が破綻しリース料等を納入できなくなって保険事故と認定された場合には、残債額の90%が保険金として支払われます(回収金がなかったと仮定したとき)。ただし、支払保険金の上限額は1.000万円です。

この保険金の対象となる機械施設は、当協会がリース対象としている畜産関係施設すべてで、対象期間は貸付開始から7年間までです。

保険料のうち、畜産農家が負担する 分は、リース料残高(残債)の0.5%相 当額です。したがって、保険料負担 は、年々低減していきます。

\* 当分の間、当協会が保険料0.85%のうち、 リース機械の取得価額の0.35%を負担します。 一旦この保険に加入すると、加入後に当協会から新たに借り受けるリース機械は、原則継続して保険に加入してもらうことになります。支払保険金の上限を1,000万円としているので、保険料の上限は約50,000円/年です。

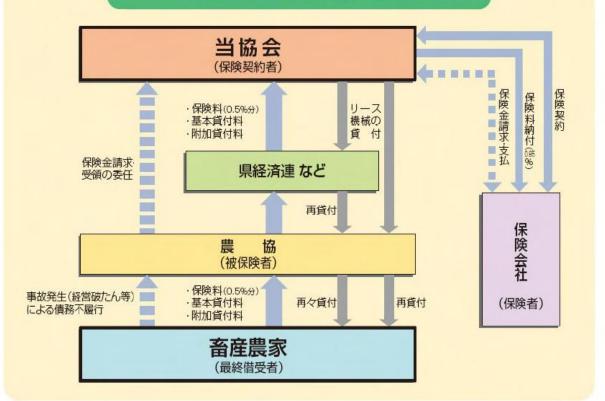
当協会が保険会社の保険契約者となり、農協等が被保険者(保険金が支払われる者)となるので、畜産農家は 簡便な事務手続きで加入できます。

保険制度が継続的に成り立つためには、一定規模以上(大きいほどよい)の加入者が必要不可欠です。この保険は、農協等の要望を受けて保険会社の協力を得てつくられたものです。当協会のリース事業の利用者全員が加入すれば、大きく育っていくものです。

すべての畜産農家の方が利用されることを期待しています。

公益財団法人 畜産近代化リース協会 TEL:03-3584-0899 FAX:03-3584-0758

## 保険の仕組み



## 支払保険金について

#### 【支払保険金の計算等】

① 畜産農家ごとに、次の計算式により保険金が支払われます。

回収金充当後の残債額 = 〔補償対象債権額(貸付施設の取得価額から納入済みの基本貸付料 の額を差し引いた額。いわゆる残債額)〕 — (保険事故の発生により処分した施設の回収金) → 1,000 万円超の場合 1,000 万円

× 90%(縮小率)に相当する額

→1,000 万円以下の場合 当該計算額

② 保険金は、被保険者(農協等)に支払われるものですが、実際には、当協会に納付すべき残債と調整されます。

【事例】				(単位:万円)	
畜産 農家	補償対象 債権額 (残債額) A	支払保険金の計算			(参考)保険料の計算
		施設処分による 回収金額 B	回収金充当後 の残債額 C=A-B	支払 保険金額 C×90%	最終借受者が支払う保険料
7	1,300	100	1,200	1,080>1,000 (1,000万超のとき)	(1) リース機械100万円につき、初年度 約5,000円(4月1日貸付けの場合)、 年々減少(2年度 約4,000円、3年度 約 3,300円・・・)し、6年間のリースで総計 約18,000円となります。
1	400	40	360	324	(2) 複数のリース機械がある等により、 残債額が1,000万円を超える場には、約 50,000 /年が上限となります。

詳しいことをお知りになりたい方は、最寄りの農業協同組合又は当協会までご連絡ください 公益財団法人 畜産近代化リース協会 TEL:03-3584-0899 FAX:03-3584-0758